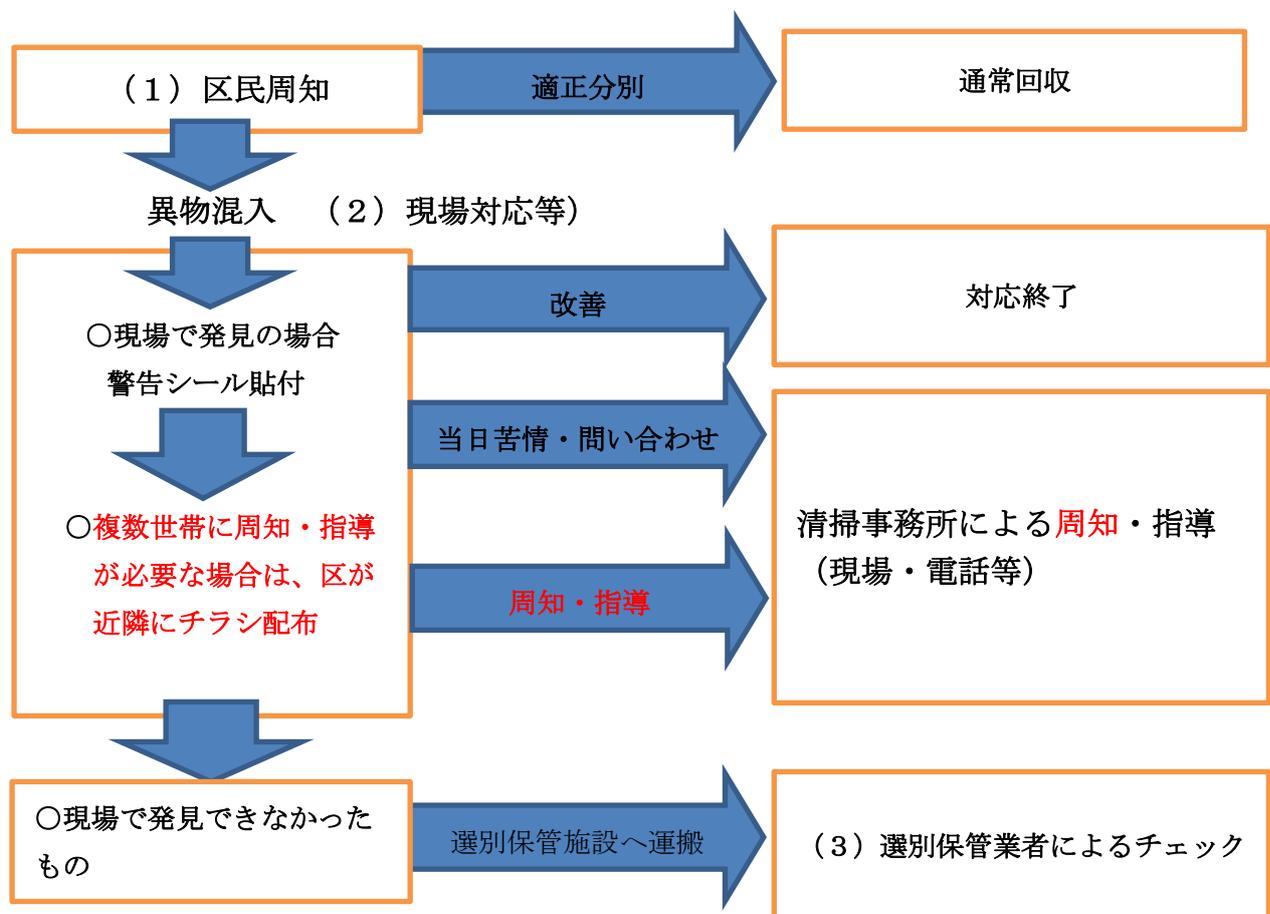


プラスチック製容器・包装の適正回収・選別のための取組み概要



(1) 区民周知

プラスチック製容器・包装の適正排出に向けたチラシを作成し、町会回覧を行い、区民の皆さんへ周知し、適正排出の協力を依頼した。(別紙参照)

(2) 回収時の対応

- ア 異物混入等不適切な廃棄物は警告シールを貼付して取り残す。
- イ 大量に警告シールを貼る集積所は、作業員もしくは委託業者が区へ連絡し、区が周辺地域にチラシを投函する。
- ウ 区民等から問い合わせがあった場合には、区が説明、指導等を行う。

(3) 選別・保管業者の対応

区は、回収したプラスチック製容器・包装の選別・保管、リサイクル業者への引き渡しについては業者に委託している。区は受託業者と資源の選別をより適切に行うための話し合いを行ったところ、事業者から提案があった。

- ア 小袋破袋機の導入
- イ 選別ラインに作業員を増員し、選別作業の充実
- ウ 異物混入積載車のチェック
- エ 業者による、自主検査(区が立ち会う検査含む)の実施

以 上